(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年宗像市条例第2号。 以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるもの とする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して 政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の 政務活動費の額を決定し、当該議員に交付決定通知書(様式第2号)により通知するものと する。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付日の14日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書 (様式第3号)を提出するものとする。

(政務活動費を充てることができない経費)

第5条 別表に掲げる経費については、政務活動費に充てることはできないものとする。

(収支報告書の提出及び写しの送付)

- 第6条 条例第5条第1項の規定による政務活動費の収支報告書は、政務活動費収支報告書 (様式第4号)により、議長に提出しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定により提出された政務活動費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理する とともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告 書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(宗像市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)

2 宗像市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成15年宗像市規則第4号)は廃止 する。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、

政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の宗像市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

項目	
慶弔、お見舞い等の交際費的な経費	
個人的な使途に充てる経費	
政党費その他政党活動(研究会、研修会、機関紙発行等)に要する経費	
後援会活動に要する経費	
その他政務調査費の目的にそぐわない経費	

附 則(令和元年5月13日規則第18号) この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

宗像市長 あて (宗像市議会議長経由)

議員名 印

政務活動費交付申請書

宗像市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、 下記のとおり政務活動費を申請します。

記

交付申請額(年度分) 円

ただし、 年 月分から 年 月分まで

様式第2号(第3条関係)

第号年月

議員名様

宗像市長印

交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について、下記の とおり決定したので、宗像市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3条の規定により通知します。

記

交付決定額 (年度分) 円

ただし、 年 月分から 年 月分まで

年 月 日

宗像市長 あて (宗像市議会議長経由)

議員名 印

政務活動費交付請求書

宗像市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、 下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 交付請求額 (年度分) 円

ただし、 年 月分から 年 月分まで

2 振込先

• 金融機関名

銀行

組合 支店

金庫

・口座名義人

種別 1 普通 2 当座

• 口座番号

年 月 日

宗像市長

あて

(宗像市議会議長経由)

議員名

印

宗像市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、以下のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

1 収 入

政務活動費

円

2 支 出 (単位:円)

項目	領収書額	政務活動費報告額
研修開催費		
調査研究費		
資料作成及び資料購入費		
広報及び広聴費		
人件費		
事務所費		
合 計		

3 残額

円

4 添付書類 領収書等証拠書類